

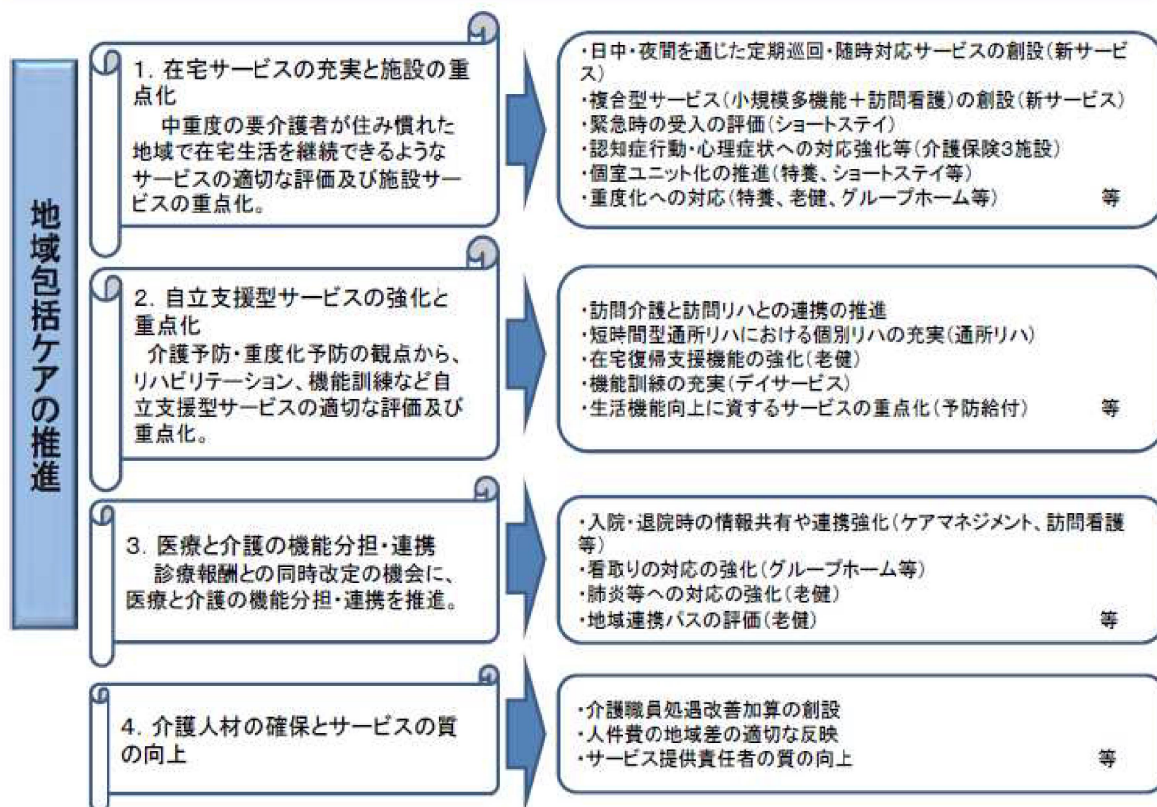
求められる自立支援・重度化予防の 取り組みについて

リハビリ専門職の立場から

外部のリハ専門職との 連携、活用について

報酬改定の流れを追うと
見えてくること

平成24年度介護報酬改定のポイントについて



平成27年度介護報酬改定に関する審議報告(平成27年1月9日) 概要

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進める。

1. 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

(1) 中重度の要介護者等を支援するための重点的な対応

- ・ 24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型サービスを始めた「短時間・一日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供する包括報酬サービスの機能強化と、普及に向けた基準緩和
- ・ リハビリテーション専門職の配置等を踏まえた介護老人保健施設における在宅復帰支援機能の更なる強化

(2) 活動と参加に焦点を当てたりリハビリテーションの推進

- ・ リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なサービス提供を推進するための理念の明確化と「活動」、「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入

(3) 看取り期における対応の充実

- ・ 本人及び家族の意向に基づくその人らしさを尊重したケアの実現を推進するため、本人・家族とサービス提供者の十分な意思疎通を促進する取組を評価

(4) 口腔・栄養管理に係る取組の充実

- ・ 施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種協働による支援を充実

2. 介護人材確保対策の推進

- ・ 介護職員処遇改善加算の更なる充実
- ・ サービス提供体制強化加算(介護福祉士の評価)の拡大

3. サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

- ・ 「骨太の方針」を踏まえたサービスに係る評価の適正化について、各サービスの運営実態や1及び2も勘案しつつ実施
- ・ 集合住宅へのサービス提供の適正化(事業所と同一建物に居住する減算の適用範囲を拡大)
- ・ 看護職員の効率的な活用の観点等から、人員配置の見直し等を実施(通所介護、小規模多機能型居宅介護等)

平成30年度介護報酬改定の概要

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

平成30年度介護報酬改定 **改定率: +0.54%**

I 地域包括ケアシステムの推進

■ 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

■ 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

III 多様な人材の確保と生産性の向上

■ 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーター等の専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

【主な事項】

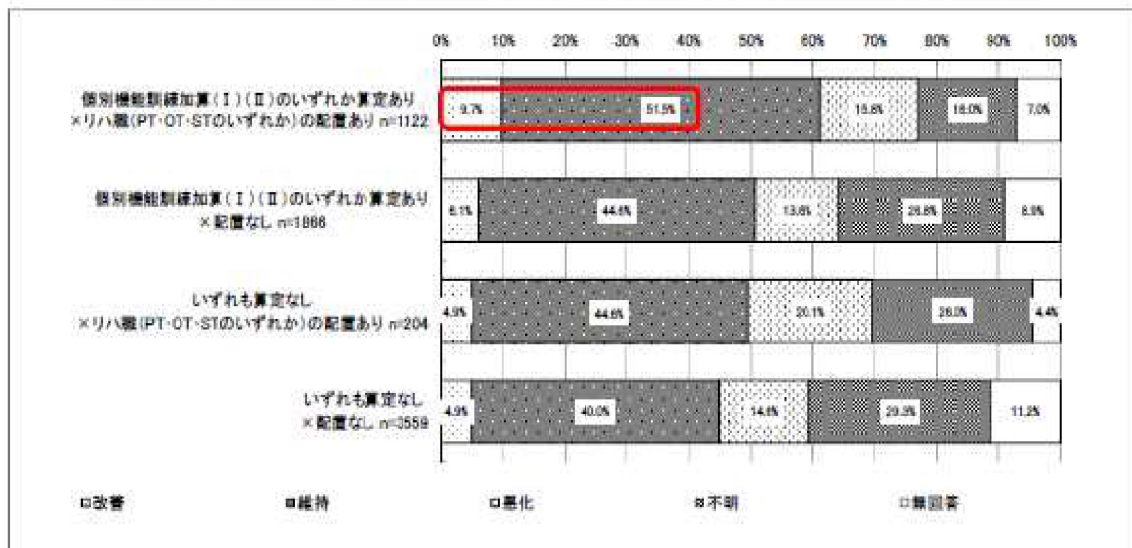
- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

1

通所介護の機能訓練による効果等

○ 利用者の「障害高齢者の日常生活自立度の変化(利用開始時と調査時点の変化)」をみると、「個別機能訓練加算を算定している、PT・OT・STのいずれかを配置している事業所」は、他のパターンと比較すると、高い機能訓練の効果が発揮されていることが分かる。

個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定状況【利用者・家族票】×リハビリ職(PT・OT・ST)の配置状況【事業所票】別 障害高齢者の日常生活自立度の変化【利用者・家族票】



【出典】平成28年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「通所介護等の今後のあり方に関する調査研究事業」(平成28年3月)

リハ専門職の関わりや
リハビリが大切な事は分かるけど



訪問介護で「生活機能向上連携加算」の取得できない理由
通所系で「個別機能訓練加算」が取得できない理由もある

**リハ専門職と在宅訪問するタイミングが合わない
機能訓練指導員を専従で雇用することができない 等**

リハビリ専門職を関与させ易くし、
加算取得を進めるため

- ・連携の対象を病院、介護老人保健施設に拡大
- ・訪問できない場合の選択肢を用意(動画やICT活用)
- ・通所系でも「生活機能向上連携加算」を創設して、
リハ職の個別機能訓練への関与拡大

ではないかと思います。

加算のためのステップは

- ①外部リハ専門職と一緒に利用者をアセスメントする
- ②アセスメントに基づいて個別の計画を作成する
- ③計画に基づいて機能訓練指導員等が機能訓練を実施
- ④外部リハ専門職と連携して進捗状況を評価
- ⑤必要に応じて計画の見直し

地域包括ケアシステム
における
「リハ職」の役割とは



まず、厚生労働省では
「これまでのリハ職の仕事」を
どのように評価しているのか？



社会保障（医療・介護）の中で
何が求められていたのか？

リハビリテーションの推進

○ リハビリテーションについては、高齢者の心身の機能が低下したときに、まずリハビリテーションの適切な提供によってその機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるというリハビリ前置の考え方に立って提供すべきである。

○ しかしながら、訪問リハビリテーションの利用率が低い地域もあること、通所介護類似の通所リハビリテーションが提供されていることなど、十分にリハビリテーションが提供されていない状況にある。

そのため、現存するサービスを効率的に活用するとともに、質の向上について検討すべきである。併せてリハビリテーション専門職の果たすべき役割や他職種とのかかわり方などについても検討していく必要がある。

リハビリ専門職の果たすべき役割について

地域包括ケア研究会報告書(平成22年3月)(抜粋)

- リハビリテーションについては、PT・OT等の専門職が直接サービス提供するだけでなく、利用者の生活機能に係る状態をアセスメントし、生活機能向上に資するリハビリテーション計画及び評価するマネジメントを提供する新しいサービス類型を導入したり、ヘルパーに在宅における機能訓練方法を指導したりすることによって自立支援型の訪問介護の徹底・普及を図る。

平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会 「介護保険制度の見直しに関する意見」(抜粋)

- (略)現存するサービスを効率的に活用するとともに、質の向上について検討すべきである。併せてリハビリテーション専門職の果たすべき役割や他職種とのかかわり方などについても検討していく必要がある。

平成26年9月～11月

高齢者の地域における リハビリテーションの 新たな在り方検討会 における議論

厚生労働省が持っている問題意識

リハビリが漫然と提供されているケースが少なからずあり、自立支援などの大原則が十分に徹底されていない。

- ・個人の状態や希望などにもとづく適切な目標の設定と、その達成に向けた個別性を重視した適時適切なリハビリが、必ずしも計画的に実施できていない(訓練そのものが目的化しているのではないか)
- ・「身体機能」に偏ったリハビリが実施され、「活動」や「参加」などの生活機能全般を向上させるバランスのとれたサービスが徹底できていない
- ・廃用症候群への早期対応が不十分ではないか
- ・居宅サービスの一体的・総合的な提供や評価を進めるべき
- ・高齢者の気概や意欲を引き出す取り組みが不十分
- ・通所と訪問の連携や他のサービス事業所間・専門職間の連携を高める必要がある
- ・利用者や家族をはじめ、国民ひとりひとりがリハビリの意義について更に理解を深める必要がある。

厚生労働省の問題意識に対する「アンサー」が・・・

高齢者の地域におけるリハビリテーションの新たな在り方検討会が行われたころ。「社会保障審議会介護給付費分科会」で、平成27年度介護報酬改定に向けた事業者団体ヒアリングが職能団体対象に行われた。

そこで、日本理学療法士協会
日本作業療法士協会
日本言語聴覚士協会
3協会がプレゼンテーションを行った